

## 交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を保険者（国保・高齢者医療）が一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。 ※自損事故の場合も、届け出が必要です。

### ▶事故に遭ったら

- ①すぐに警察へ届けてください。  
(けが等があったら人身事故として処理してもらってください)
- ②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけでなく、自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

☆また、加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると保険証が使用できなくなり、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがあります。

示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。

次の場合は保険証が使いません。

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故



▶問合せ 町民課国保年金係 ☎2113

## 会計年度任用職員を募集します

- ◆職種及び人員 神崎町循環バス運転手 1名
- ◆任用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- ◆応募条件 中型免許を持っている方
- 【勤務条件】
- ▶勤務場所 神崎町内
- ▶勤務日 通年のうち協議して定める日
- ▶勤務時間 7:30～18:00（うち休憩1.5時間）  
年次・特別休暇制度あり
- ▶報酬等 日給10,431円  
期末手当（6・12月）・通勤手当支給
- ▶社会保険等 要件を満たす場合は加入
- ▶募集期間 令和3年2月26日(金)まで  
(土・日・祝日を除く)【当日消印有効】

- ◆職種及び人員 保育士 3名
- ◆任用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- ◆応募条件 保育士資格を有するもの
- 【勤務条件】
- ▶勤務場所 神崎保育所及び米沢保育所
- ▶勤務日 週3～5日
- ▶勤務時間 8:30～17:00（うち休憩1時間）  
年次・特別休暇制度あり
- ▶報酬等 時給1,201円～1,329円  
期末手当（6・12月）・通勤手当支給
- ▶社会保険等 要件を満たす場合は加入
- ▶募集期間 令和3年2月12日(金)まで  
(土・日・祝日を除く)【当日消印有効】

### 応募方法等

- ▶応募方法 市販の履歴書(写真張付)に記入の上、資格証の写しを添付し、応募先に提出(持参又は郵送)。
- ▶採用・選考 書類審査・面接等により選考します。応募者には個別にご連絡いたします。
- ▶応募・問合せ 【循環バス運転手】まちづくり課企画係☎2114  
【保育士】神崎保育所☎2058または、米沢保育所☎2810